

告 示

埼玉県告示第七百十号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第五百五十六号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動を禁止した区域について次のとおり解除する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 禁止を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和元年十二月一日

三 禁止を解除する区域

令和元年十月十一日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域